

# 独立行政法人国立美術館キャンパスメンバーズ規則

制定 平成18年12月18日

平成18年国立美術館規則第69号

- [一部改正：平成19年11月 9日 平成19年国立美術館規則第11号]
- [一部改正：平成19年12月13日 平成19年国立美術館規則第17号]
- [一部改正：平成22年 2月 1日 平成22年国立美術館規則第 3号]
- [一部改正：平成25年10月23日 平成25年国立美術館規則第 3号]
- [一部改正：平成30年 2月 7日 平成30年国立美術館規則第27号]
- [一部改正：令和 3年12月 1日 令和 3年国立美術館規則第10号]
- [一部改正：令和 5年11月27日 令和 5年国立美術館規則第41号]

## (趣旨)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、設置する美術館（以下「各館」という。）において、学校教育における美術館の有効な活用を促し、学生等が美術作品等を通じて美術に親しむ機会をより豊かにするため、独立行政法人国立美術館キャンパスメンバーズ制度（以下「制度」という。）を設けるものとする。

## (対象)

第2条 制度に入会することができるものは、原則として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校及びこれらを設置する法人（以下「大学等」という。）とし、国立美術館が認める場合は、学部等の単位で入会することができる。

## (名称)

第3条 制度に入会した大学等及び学部等は、「国立美術館キャンパスメンバーズ」（以下「メンバー」という。）と称する。

## (特典)

第4条 メンバーの特典は、次のとおりとする。

- 一 メンバーに在籍する学生及び教職員（次号において「学生等」という。）の別表に定めるメンバー区分に応じた各館の所蔵作品展（国立新美術館を除く。）及び国立映画アーカイブ所蔵作品上映の無料観覧
  - 二 学生等の別表に定めるメンバー区分に応じた各館の特別展及び共催展の団体観覧料金による観覧
  - 三 国立映画アーカイブの特別上映及び共催上映の国立美術館キャンパスメンバーズ観覧料金による観覧
  - 四 各館が発行する印刷物等の提供
  - 五 その他
- 2 前項第一号から第三号の特典を受けようとする者は、その身分を証明するものを提示するものとする。

## (入会手続)

第5条 メンバーになるには、別紙様式1に定める「国立美術館キャンパスメンバーズ

入会申込書」(以下「申込書」という。)により入会手続を行うものとする。

- 2 国立美術館は、前項に定める入会手続を行った大学等又は学部等がメンバーとしての要件を満たしている場合は入会を認め、別紙様式2に定めるメンバー証を発行するものとする。

#### (会費)

第6条 会費は、年会費とし、別表のとおりとする。ただし、次条第2項の規定により入会したメンバーの会費は、別表備考欄5のとおりとする。

- 2 前項の規定による会費は、国立美術館の指定した期日までに指定の銀行口座に払い込むものとする。
- 3 国立美術館は、指定した期日までに会費の払い込みがない場合は、入会を取消すことができるものとする。

#### (有効期間)

第7条 メンバーの有効期間は、原則として4月1日から翌年の3月末日までとする。

- 2 大学等又は学部等は、前項の規定にかかわらず、年度途中で入会することができるものとする。この場合の有効期間の始期は、申込の時期、大学等の要望その他の状況を考慮し、国立美術館が定める。

#### (退会)

第8条 メンバーが退会しようとする場合は、国立美術館に退会届を提出するものとし、国立美術館が受理した時点で退会したものとする。

- 2 国立美術館は、メンバーとして適当でないと認められる行為があった場合は、当該メンバーを退会させ、再入会させないことができるものとする。
- 3 退会した場合の会費は、原則として返還しない。

#### (事務)

第9条 制度の事務は、各館の協力を得て、本部事務局が行う。

#### (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長及び各館の館長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年12月18日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年12月13日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月23日から施行する。ただし、施行日から平成26年3月31日までに第7条第2項の規則に基づいて新たに入会する場合の会費は、改正前の別表を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に、東京国立近代美術館の利用が適用される別表のメンバー区分による入会申込をした場合は、国立映画アーカイブの利用を併せて適用するものとする。
- 3 施行日後、別表のメンバー区分の1館利用において、東京国立近代美術館又は国立映画アーカイブを指定した場合は、同表備考4にかかわらず、平成30年度に限り、双方の施設利用を認めるものとする。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月27日から施行する。

別 表

メンバー 区分 学生数	6館利用 年会費	4館利用 年会費 (関東ブロック)	2館利用 年会費 (関西ブロック)	1館利用 年会費
2000人未満	206,000円 (17,200円)	185,000円 (15,500円)	165,000円 (13,800円)	103,000円 (8,600円)
2000人以上 5000人未満	411,000円 (34,300円)	370,000円 (30,900円)	329,000円 (27,500円)	206,000円 (17,200円)
5000人以上 1万人未満	617,000円 (51,500円)	555,000円 (46,300円)	494,000円 (41,200円)	309,000円 (25,800円)
1万人以上	1,029,000円 (85,800円)	926,000円 (77,200円)	823,000円 (68,600円)	514,000円 (42,900円)

備 考

- 1 メンバー区分の「6館利用」とは、東京国立近代美術館（本館及び国立工芸館を含む。以下同じ。）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館の利用をいう。
- 2 メンバー区分の「4館利用」とは、東京国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館及び国立新美術館（関東ブロック）の利用をいう。
- 3 メンバー区分の「2館利用」とは、京都国立近代美術館及び国立国際美術館（関西ブロック）の利用をいう。
- 4 メンバー区分の「1館利用」とは、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館のいずれか1館の利用をいう。
- 5 年度途中の入会にかかる当該年度の会費については、入会日の属する月から当該年度末までの月数に、括弧内の金額を乗じて得た額とする。



別紙様式 2

No. (メンバー番号)

# メンバー証

(メンバー 名) 殿

貴(学、学部等)は、国立美術館キャンパス  
メンバーズ(区分)であることを証します。

有効期間：○年○月○日から  
○年3月31日まで

○年○月○日

独立行政法人国立美術館理事長  
氏 名 印